



伊達市
第2期子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年3月

編集／発行 伊達市

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
TEL.024-575-1111 (代表) FAX.024-575-2570

担当：教育委員会子ども部子ども支援課

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
TEL.024-573-5652 FAX.024-576-2419

伊達市

第2期

子ども・子育て支援事業計画

概要版



伊達市

令和2年3月

1 計画策定の趣旨

核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が生じ、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあります。子育てをしていくにあたって、不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくなく、社会全体で子育てを支援していく体制づくりが重要となっています。

伊達市でも平成27年3月に「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます」を基本理念とする「伊達市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

この計画は、現行の「伊達市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの市の取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため、策定するものです。

計画の位置づけと計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策行動計画の内容を含むものとなっています。

また、本計画の計画期間は5年間（令和2年～令和6年）とします。時勢の変化等の必要に応じ、随時見直しを行います。

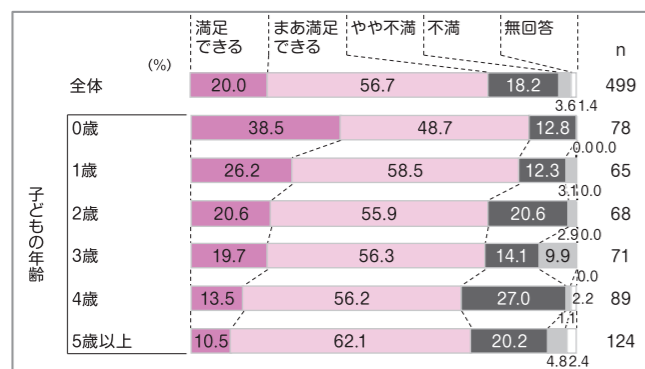
2 伊達市における子ども・子育てを取り巻く現状

伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価

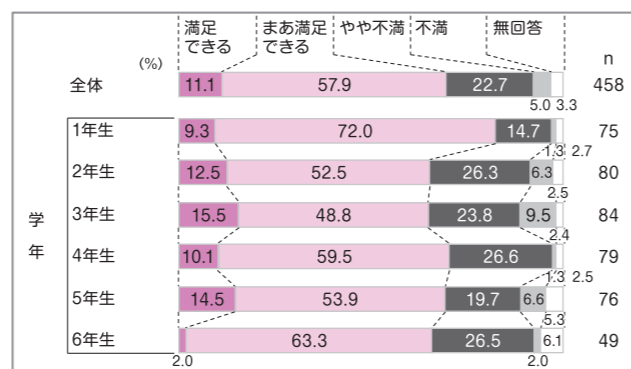
伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価についてたずねたところ、未就学児童の保護者では、「満足できる」(20.0%)と「まあ満足できる」(56.7%)を合わせた“満足”が76.7%、「やや不満」(18.2%)と「不満」(3.6%)を合わせた“不満”が21.8%となっています。特に小さい子どもの保護者ほど“満足”と回答している割合が高くなっており、ニューボラをはじめとした幼児期における支援については一定の評価を得ていることがわかります。

小学生児童の保護者では、“満足”が69.0%、“不満”が27.7%となっており、未就学児童の保護者よりも若干満足度が低い結果となっています。1年生では“満足”が8割以上を占めていますが、その他の学年ではいずれも6割台となっています。

■伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価（未就学児童）■



■伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価（小学生児童）■

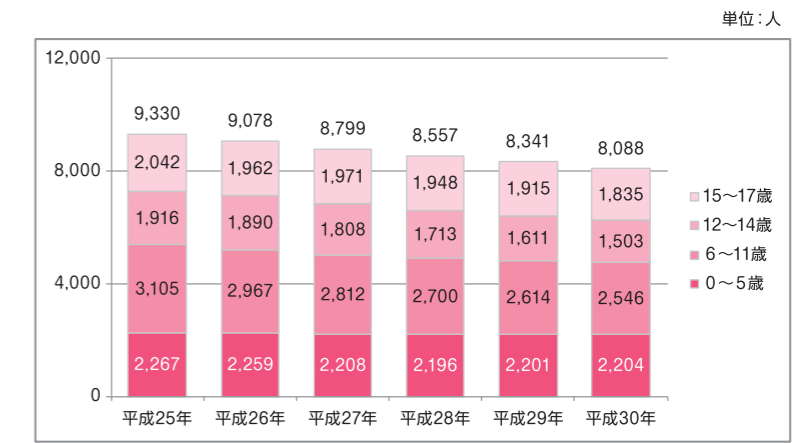


子ども人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあります。

子ども人口についてみると、6歳以上の人口は減少傾向にあるのに対し、5歳以下の人口は平成27年以降、2,200人前後で横ばいとなっています。

■子ども（18歳未満）人口の推移■

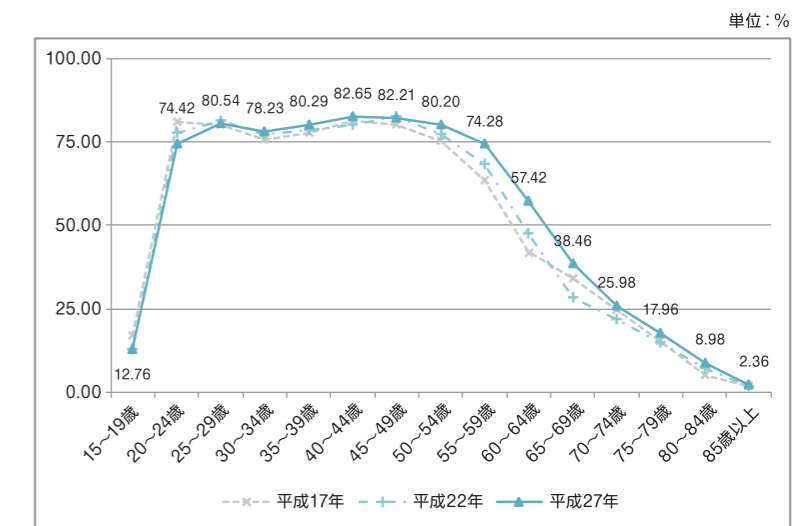


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

女性の労働力率

平成17年から平成27年における本市の女性の労働力率をみると、50代から60代の女性の労働力率が上昇しています。20代後半から50代前半までは、80%程度で推移していますが、30代前半までは78.23%と、若干低下しており、弱い「M字カーブ」現象が生じていることがわかります。なお、20代後半から40代では労働力率に変化はほとんどありません。

■女性の年齢別労働力率■



資料：国勢調査



3 基本理念と子ども・子育て関連施策の推進

すべての子どもがその権利を守られ、最善の利益を享受できるような社会の構築を図るとともに、子育てを社会全体で支えていくことのできるまちの実現に向けた取り組みを進めていきます。

【基本理念】

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます

基本目標 1

子どもの心身の健やかな成長の支援

子どもの成長は家庭のみならず、保育園や幼稚園、学校や地域など子どもの暮らしのあらゆる場面で築かれる人間関係の中で達成されるものです。地域子ども・子育て支援事業によって提供される教育・保育の質の向上を図ります。

また、必修化される英語教育やプログラミング教育への対応を進め、未来を生きる子どもの生きる力の育成に努めていきます。



1-1 教育・保育環境の充実

- 乳幼児保育の充実
- 休日保育事業
- 保育所・幼稚園・認定こども園の連携

1-2 心と体の健全育成の推進

- キャリア教育の実施
- 吹奏楽きらめき事業
- 青少年育成市民会議事業

基本目標 2

子育て家庭をサポートする環境の整備

子育てにおける保護者の不安を解消するため、子育てや子育て支援に関する正しい情報の提供に努めるとともに、家庭における子育て力の向上を図ります。

また、妊娠期から子育て期までにおける母子の一貫した健康増進を通じ、子どもとその保護者の健やかな暮らしを支援していきます。さらに、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。

2-1 家庭の子育て力の強化

- こども相談事業
- PTA活動の推進
- ノーゲームデーと家庭での読書活動の推進

2-2 子育て情報の提供

- 利用者支援事業
- 子育てガイドブック「にこにこ」の作成・配布
- 「だて子育てアプリ」の周知拡大と提供情報の充実

2-3 母子の健康づくりの推進

- 母子健康手帳の交付
- 新生児及び乳幼児訪問指導の実施
- 妊婦健康診査

2-4 食育の推進

- 家庭における食生活の啓発
- 乳幼児期からの食育の啓発
- 学校における食育の啓発

2-5 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 幼児教育・保育の無償化に伴う適切な事業の実施
- こども医療費の助成
- 児童手当の給付



基本目標 3

地域の子育て力を強化する施策の充実

子育て家庭の社会的な孤立を防ぎ、ゆとりある子育てが可能となるよう、行政のみならず、地域全体で子どもやその保護者を見守る体制づくりを進めます。

また、事業者の協力を得ながら、子育てと就労を両立することのできる就労環境づくりを進めます。

3-1 地域の子育て力の強化

- 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- スクールコミュニティ事業
- ファミリー・サポート・センター事業

3-2 世代間交流、次世代の育成

- 地域文化伝承の促進
- 市民協働で進めるためのNPOなどへの活動の支援
- 自然や歴史・文化とふれあう機会の充実

3-3 仕事と生活の調和の促進

- 仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり
- 育児休業制度など関係法制度の普及・定着の促進
- 労働者自身の意識改革の啓発



基本目標 4

子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

子どもから高齢者まで、すべての市民の安全・安心を守るための取り組みを進めていきます。また、子育てしやすいまちづくりに向け、居住環境や交通環境などの整備・改善を図ります。

4-1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

- 公園などの維持・安全管理
- 屋内外運動場の整備

4-2 子どもと子育て家庭の安全の確保

- 交通安全教室の実施
- 地域住民や警察との連携協力
- 防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施

4-3 放射能に対する安全・安心の確保

- 放射線教育推進事業
- 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業



基本目標
5

一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

発達状況に応じた適切な支援の提供に努めるとともに支援を求める子どもの早期発見と、子どもの権利の尊重・保護に努めます。また、近年増加している外国籍の子どもへの支援にも取り組みます。



5-1 障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援

- 発達支援室「こども」事業
(未就学児の発達支援、保護者への相談・助言)
- 教育支援体制の整備
(学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などを持つ子どもへの支援)
- 特別支援学校や障がい児施設との連携

5-2 要保護児童対策

- 「要保護児童対策地域協議会」などを通じた関係機関との連携と推進
- 児童虐待の防止に向けた普及・啓発の促進

5-3 ひとり親家庭への支援

- 児童扶養手当の給付
- ひとり親家庭への医療費の助成
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

5-4 外国籍の子どもへの支援

- 外国籍の子どもへの適切な支援

5-5 子どもの居場所づくり

- こども食堂への支援
- 学習支援事業の実施
- 地域交流の推進

5-6 支援ネットワーク体制の構築

- 子どもの未来応援ネットワーク事業
- 子育て支援センターにおける相談機能等の活用
- 養育支援訪問事業

4 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握し、求められる事業量に応じたサービスの確保を図ることが大切です。本計画を策定するにあたって実施したアンケート調査及び第1期計画期間におけるサービスの利用実績等を総合的に考慮し、本計画期間において求められる事業量の見込みを算出します。

教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

教育・保育の実施状況や施設の配置・整備状況等を鑑み、伊達、梁川、保原、霊山、月館の5地域を教育・保育提供区域として設定しています。

教育・保育の量の見込み

伊達市全体でみると、計画年度前半(2年度から3年度)については3号の供給量が不足するものの、保原地域の新認定こども園設置により令和4年度以降は必要な供給量は確保できる見込みです。なお、令和3年度までの供給量不足については、定員弾力化による受入れにより対応可能であるため待機児童には直結しない状況です。

認定区分

認定区分	子どもの年齢	対象事業(施設)	主な対象者
1号認定	3～5歳	● 幼稚園 ● 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 共働きであるが、幼稚園を利用する家庭 など
2号認定	3～5歳	● 保育園 ● 認定こども園	共働き家庭など
3号認定	0～2歳	● 保育園・認定こども園 ● 地域型保育	共働き家庭など

認定区分別にみた就園児童数の推計(伊達市全体)

認定区分	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	423	429	420	419	405
2号認定	3～5歳	807	789	777	754	731
3号認定	0～2歳	628	618	610	602	597
(内訳)	1・2歳	470	463	453	448	441
	0歳	158	155	157	154	156

確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策(1号認定・2号認定)	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
1号認定	775	783	794	808	824
2号認定	872	864	853	839	823
確保方策(3号認定)	579	579	633	633	633
1・2歳	433	433	475	475	475
0歳	146	146	158	158	158

地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。社会情勢の変化等を鑑みながら、保護者のニーズに応じてサービス提供体制の充実を図っていきます。

▶ 地域子ども・子育て支援事業の内容・見込み量と確保量

事業	事業の内容	見込み量 (令和6年度)	確保量 (令和6年度)
①利用者支援事業	子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。	2か所	2か所
②時間外保育事業	通常の保育時間を超えて保育をする事業です。	332人	332人
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。	931人	953人
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	268人	268人
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、子ども相談員、保健師、保育士、ヘルパーが訪問し、指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	55人	55人
⑥地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	6か所	6か所
⑦一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	137人	137人
⑧病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。	10人	15人
⑨子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	50人	50人
⑩妊婦に対する健康診査を実施する事業(妊婦健診)	妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に応じた医学的検査を実施する事業です。	268人	268人

5 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、こども支援課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって実施してきました。また、伊達市子ども・子育て会議による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等にも努めています。

今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取り組みを継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを行います。また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、「だて市政だより」や市のウェブサイト等を利用して広く市民に周知を図ります。

基本理念と施策体系

【基本理念】

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます

【基本目標と施策の方向性】

基本目標 1

子どもの心身の健やかな成長の支援

- 教育・保育環境の充実
- 心と体の健全育成の推進

基本目標 2

子育て家庭をサポートする環境の整備

- 家庭の子育て力の強化
- 子育て情報の提供
- 母子の健康づくりの推進
- 食育の推進
- 子育て家庭の経済的負担の軽減

基本目標 3

地域の子育て力を強化する施策の充実

- 地域の子育て力の強化
- 世代間交流、次世代の育成
- 仕事と生活の調和の促進

基本目標 4

子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

- 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
- 子どもと子育て家庭の安全の確保
- 放射能に対する安全・安心の確保

基本目標 5

一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

- 障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援
- 要保護児童対策
- ひとり親家庭への支援
- 外国籍の子どもへの支援
- 子どもの居場所づくり
- 支援ネットワーク体制の構築

【地域子ども・子育て支援事業の提供】

1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

- 特定教育・保育事業
- 地域型保育事業

2 教育・保育事業の確保策

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 特別保育事業
- 家庭への訪問事業
- 相談支援事業
- その他の事業

